

「(仮称)えりも町風力発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	「前倒し環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について(H30.NEDO)」に示されるような前倒し調査を実施(又は予定)している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	【非公開】
1-2		相互理解等	1次	地域関係者への情報提供について、どのように行っていく計画か、事業者の方針をお示しください。	地域関係者への情報提供は、方法書手続きまでと同様にえりも町役場を中心に関係行政と相談のうえ、幅広い周知方法について検討させていただきます。
1-3		図書の公表	1次	<p>①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は意見提出期限までとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行R4.6.30改訂)を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。</p>	<p>①環境影響評価の手続きは、風車配置・管理用道路等の事業計画が審査段階であり最終決定ではないこと、またダウンロードや印刷後の二次利用の回避の観点から、常時縦覧が難しい旨ご理解いただきたく存じます。利便性については、説明会での要約資料の配布や、縦覧期間の延長(意見書提出期間含む)の検討を引き続きしていく方針です。</p> <p>②ご指摘の環境省通知の発出内容について認識しておりますが、環境影響評価の手続きは、風車配置・管理用道路等の事業計画が審査段階であり最終決定ではないこと、またダウンロードや印刷後の二次利用の回避の観点から、常時縦覧が難しい旨ご理解いただきたく存じます。</p>
			2次	風車配置・管理用道路等の事業計画の確度が高まっている準備書以降については、懸念している点がかなり解消されていると考えられます。また図書の公開は、住民との相互理解のためにも重要ななるという認識は高まっていると考えますが、ダウンロード・印刷を可能とすることについての事業者の見解についてお示しください。	準備書段階では事業計画の確度は高まっておりますが、準備書審査において風車配置・管理用道路の見直しがかかる可能性があり、土地使用契約締結前の段階となることからダウンロードや印刷後の二次利用の回避の観点から、常時縦覧が難しい旨ご理解いただきたく存じます。なお、評価書以降については、常時縦覧について検討いたします。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	5	図2.2-1	1次	<p>①海側の日高町の表記が消えているので、修正してください。</p> <p>②対象事業実施区域は、帯広空港に近接しており、また釧路空港への飛行経路にも近接することから、航空機の飛行経路に影響を及ぼす可能性がありますので、東京航空局帯広出張所及び東京航空局釧路事務所等の関係機関に確認してください。</p>	<p>①【別添資料2-1①】に修正した図面をお示しいたします。</p> <p>②航空機の飛行経路に関する関係機関への確認を行います。</p>
2-2	6, 7	図2.2-1(3)(4)	1次	<p>①風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法(現地調査地点等)の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。</p> <p>②今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。</p>	<p>①風力発電機の配置計画は、用地交渉を含めて現在協議中ですが、現段階での配置計画を【別添資料2-2①】<非公開資料>にお示しいたします。</p> <p>②方法書の対象事業実施区域の設定範囲を広く設定することにより、広範囲での環境データの把握に努め、予測評価を適切に実施する方針です。なお、今後の事業計画の検討において風車配置が決定し、環境調査地点の見直しが必要となった場合は方法書の調査計画を見直し、専門家による助言等も踏まえたうえで環境調査を実施し、予測評価を行います。</p>
			2次	<p>①風力発電機設置予定区域のうち、風車の設置予定がないエリアがありますが、これらのエリアは、風力発電機設置や作業道造成等の改変の可能性があるのでしょうか。また、準備書段階において、風車の設置を見込まないエリア及びその周辺のエリアは区域から除外されると考えて良いでしょうか。</p> <p>②1基だけ他の風車群から大きく離れた風車があります。送電設備等を考えると、1基だけ離れた風車は事業効果に対して環境影響が大きくなる傾向が強いのではないかと思われますが、本風車に係る位置検討状況について、現時点の見解をお示し願います。</p>	<p>①1次回答の風力発電機配置計画は今後見直しを行う可能性があることから、風力発電機設置予定区域のうち、風車の設置予定がないエリアについては、風力発電機設置や作業道造成等の改変の可能性があります。準備書段階においては、風車の設置を見込まないエリア及びその周辺のエリアは対象事業実施区域から極力除外することを検討する方針です。</p> <p>②ご指摘のとおり、風車群から大きく離れる風車配置については、環境影響及び経済性の観点から非効率となるため、今後の風車配置計画は、1基配置の見直しや、付近への複数基配置による事業全体での環境影響の低減効果を含めて検討いたします。</p>
2-3	9	図2.2-2(2)	1次	<p>①確認ですが、搬入路等の造成を行う可能性がある範囲は対象事業実施区域に全て包含されているという理解で間違いないでしょうか。</p> <p>②対象事業実施区域の中心部に風力発電機設置予定区域となっていない箇所がありますが、どのような改変を想定して対象事業実施区域から除外しなかったのか、ご教示願います。</p>	<p>①搬入路等の造成範囲を含めた対象事業実施区域の設定としています。</p> <p>②ご指摘の箇所は保安林のため風車配置及び管理用道路の造成による改変を生じない計画であり、風力発電機設置予定区域から除外しておりますが、周辺での造成等による環境影響を把握する観点から調査区域を想定して除外しなかったものです。</p>
2-4	18	表2.2-3	1次	発電機の出力が配慮書段階から増加していますが、配慮書段階から変更となった理由をお示しください。	配慮書段階より単機出力が大きい風力発電機の調達が可能になったため、最大の環境影響検討を想定して増加したものです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	18, 20, 21	風力発電機の設備の配置計画、変電施	1次	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。	事業計画の熟度に応じて、河川管理者協議を適切に実施いたします。
2-6	25	(b) 土地利用に関する事項	1次	対象事業実施区域の大半は農地（牧草地）とのことだが、対象事業実施区域位置図（航空写真）（P8, 9）、生態系の状況の説明（P95：対象事業実施区域内では、シラカンバーミズナラ群落が広く分布）、環境類型区分（P97）や土地利用基本計画図（P127）を見る限り、「大半は農地」との記載は他との整合が取れていません。当該認識について、その判断理由を伺います。	申し訳ございません。ご指摘のとおり「大半は農地（牧草地）」という記載は誤りとなりますので、「対象事業実施区域の大半は農地（牧草地）であり、事業実施に必要となる範囲については農地転用を申請する予定である。」の一文については削除し、「対象事業実施区域の一部は「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づく保安林に指定されている。風力発電機の大型化に伴い、伐採や道路の造成が必要となる場合でも、土地の改変及び樹木の伐採範囲を最小限にとどめる計画である。」へ準備書で修正いたします。
2-7	25	(d) 残土	1次	残土は事業実施区域内で処理すれば良いというものではなく、埋め戻し、盛土及び土捨て場において処理する場合であっても、アセス評価項目の水質への影響だけでなく住民に向けて災害防止の観点からの対応が必要と考えるが、「区域内での残土の処理が難しい」との判断はどのような状況を想定しているのか、伺います。また、検討段階においては、まず残土の発生量を減らす方向での検討を行う必要があるのではないかでしょうか、あわせて見解を伺います。	ご指摘のとおり、今後の事業（造成）計画の検討において造成量の削減を優先的に検討し、改変面積及び樹木伐採を最小化して環境影響の低減に努めます。 「区域内での残土の処理が難しい」ケースとして、尾根部への盛土による災害発生リスクの懸念、土捨て場候補地における重要な動植物の生育生息環境への影響増大リスクの懸念等があり、このような場合は事業コストを投じて場外処分を行うことが環境影響の低減となる場合を想定したものです。
2-8	25	(e) 緑化	1次	切盛土面は可能な限り緑化する計画のことですが、これは法面だけを指しているのか、ヤード等の平面部分についても可能な限りの緑化を行うのか、ご教示願います。	ヤードの平面部は、維持管理において利用することから、碎石・舗装等を行う計画としています。
			2次	ヤードの平面部を維持管理において利用することは理解できますが、その目的でヤード全面を舗装する必要はないのではないかでしょうか。継続的に使用する範囲を限定し、それ以外の造成面を緑化することは出来ないのか、事業者の見解を伺います。	風車ヤードについては、冬季の維持管理を可能とするよう除雪を行う計画です。冬季メンテナンスにおいてはクレーン作業が可能となる敷地を要することから、全面舗装を行う計画としています。 今後の風車機種の選定、建設車両の決定段階において、ヤードの一部緑化等の可能性について検討いたします。
2-9	25	(f) 工事用仮設備の概要	1次	本ページの「(a)工事中の排水に関する事項」では対象事業実施区域内に仮設の工事事務所を設置するとありますが、本項目では区域内もしくはその近隣となっています。どちらが正しい情報を示しているのかご教示願います。	統一しておらず申し訳ございません。方法書段階においては仮設工事事務所の配置は「対象事業実施区域内もしくはその近隣」が正となります。なお、準備書では工事計画が明確となりますので、配置状況について明記いたします。
2-10	27	風力発電所（事業）の状況	1次	対象事業実施区域の南側のエリアには防衛省航空自衛隊襟裳分屯基地があり、対象事業実施区域は500mの離隔をとった（P592）としていますが、他事業において防衛省との協議により除外したと推定される区域が本事業には含まれています。使用する可能性のない箇所については関係機関等に確認の上、対象事業実施区域から予め除外すべきと考えますので、見解を伺います。また、航空自衛隊との協議状況についても具体的にご教示ください。	方法書の対象事業実施区域の設定範囲を広く設定することにより、広範囲での環境データの把握に努め、予測評価を適切に実施する方針です。ご指摘の航空自衛隊襟裳分屯基地周辺については、準備書段階において航空自衛隊との協議を進めながら、対象事業実施区域からの除外を検討いたします。 【以降、非公開】
			2次	【非公開】	【非公開】

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	29	第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	1次	関係地域は「主にえりも町」とありますが、場合によつては隣接している様似町及び広尾町も関係地域に含まれるということでしょうか。隣接地域の協議結果の概要を示した上、「主に」についての事業者の見解をご教示願います。	環境影響が広範となる景観について、西側に隣接する様似町への影響可能性があることから「主にえりも町」としたものです。東側に隣接する広尾町については、影響が想定されないため関係地域の対象外としています。方法書手続きにおいて、様似町への事前協議（R5. 8. 21）を行い、関係地域に該当しない旨の回答を得ております。
			2次	1次回答において、「様似町への影響可能性がある」とされていますが、具体的にどのような影響の可能性があると考えられたのか、また、事業者の判断として影響がないと判断された根拠をお示しください。	様似町への影響可能性については、事業実施想定区域の範囲において環境影響の範囲が大きくなる「景観」「人と自然との触れ合いの活動の場」への影響を想定したものです。方法書段階においては西側区域を除外したことから、その影響は小さいものと考えておりますが、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場における環境影響については、環境影響を適切に把握する目的で地点設定しています。
3-2	38	(b) 湧水の状況	1次	えりも歌別さけ・ますふ化場の位置が、どの図に示されているのかをご教示ください。	
				P131の「図3.2-2 河川取水等の利用状況」にお示しております。また、ご指摘の文章においては「また、えりも町への聞き取りによると、えりも歌別さけ・ますふ化場（図3.2-2に位置図を示す）において湧水の利用が確認されている（えりも町役場企画課聞き取り、令和5年6月）。」へ準備書において修正するようにいたします。	

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	39	(a) 地下水	1次	地下水の水質測定結果が示されているえりも町廃棄物処理施設の位置が、どの図に示されているのかをご教示ください。	【別添資料3-3】に地下水の水質測定を実施している最終処分場の施設位置をお示しいたします(えりも町クリーンセンターより聞き取り、令和5年11月2日)。図書に施設位置情報は記載されていないため、準備書において位置図を記載するようにいたします。
3-4	40	表3.1-8	1次	3月のデータがないので、修正してください。	【別添資料3-4】に修正した表をお示しいたします。
3-5	41	図3.1-4水象の状況	1次	①対象事業実施区域内の普通河川名も記載した図をお示しください。 ②38ページにおいて主な湖沼として記載のある豊似湖の位置を明示してください。	①②【別添資料3-5】に修正した図をお示しいたします。
3-6	58	図3.1-10	1次	①区域の東端とKBAが重複しているように見えますが、重複しているのか、作図のズレ等が生じているだけで、実際は重複していないのか、ご教示願います。 ②重複している場合、現段階で区域から除くことができなかった理由をお示しください。	①作図のズレではなく、原典のデータを使用してお示しております。 ②対象事業実施区域については、方法書段階で風力発電機の配置の可能性がある範囲を含めて設定しており、配置可能性の面から、KBAを除外しておりませんでした。準備書においては、風車配置を検討のうえ重要な生息地の除外を検討いたします。
3-7	59	鳥類の渡り経路等	1次	①EADASセンシティビティマップを確認していますが、当該情報には夜間の渡りルートが掲載されており、えりも岬上にルートが通っていることが示されています。図書においてそれらの情報を収集しなかった理由を伺います。 ②夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われますが、渡りの状況を把握できるよう、調査手法に反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①申し訳ございません。ご指摘のとおり、夜間の渡りルートでは襟裳岬において春季及び秋季の飛翔ラインデータが示されておりますので、準備書において適切に記載するようにいたします。また、飛翔データについては【別添資料3-7①】にお示しいたします。 ②夜間の渡りの状況の正確な把握手法については、実効性の高い手法の有無を含めて専門家の助言等を得ながら検討したいと存じます。
			2次	①襟裳岬の周辺は特に秋の夜間の渡り鳥が非常に多い重要な地点ですが、渡り鳥に関する文献調査が足りていません。引用されているレーダーの記録では調査数と正確性に欠けています。環境省の鳥類アトラス等を確認し、調査時期は、下記に述べる種等の渡りのピークを確実に把握できるように設定してください。 ②個別の点を述べますが、特に本地域は、北海道で繁殖するアカハラの多くと北海道の東半分で繁殖するアオジのほとんどが越冬地に南下する際に利用していると考えられています。これらは普通種ですが（アオジについてはかつて大陸個体群と同種とみなされていましたが現在は別種とされます）、ほぼ日本の固有種で世界的な分布域は狭い種です。本地域はこれらの多数が通過する場所ですので、ここでの死亡率が上がると、生息地全域での生息数減少につながる恐れがあります。衝突リスクの推定、保全措置の検討を慎重に行ってください。 ③具体的には両種ともに時期は10月中下旬が多いと思われます。私のかなり狭い範囲でのカウントに基づけば、地上からMゾーンまでの範囲をアオジは1～数日あると思われるピーク時には数千から1万羽が渡ります。アカハラは数百羽程度です。これらを含む小鳥類は性能の良いサーマルスコープを用いれば少なくともL、Mゾーンの飛跡を記録できます。渡る時間帯は気象等の条件によって異なります。渡りのピークとそれを決める条件、建設によって予測される影響（特にバードストライク）を確実に抑えるように調査を実施してください。また、ピークをうまく予測できるデータが得られれば、数日・数晩のみ風車を止めることでバードストライクの影響はかなり軽減できます。結果に基づき、こうした保全措置を検討してください。 ④繰り返しになりますが、この地域では聞き取り、サーマルスコープ等を用いて調査可能です。適切な助言を得て確実に調査を実施してください。 ⑤上記以外にも、少なくとも事業地の南側またはそれに隣接した場所ではシマクイナ、オオミズナギドリ、ウミスズメ、コシジロウミツバメ、アカアシミツユビカモメをはじめとして、夜間や悪天候時には事業地の土地被覆からは予測できない鳥類が利用しています。また、これらを含めて渡り鳥の通過状況には年変動があります。これらを把握し、適切な影響評価と保全策を実施するためには、十分な数の適切な能力を持った調査員が、少なくとも秋に関しては複数年の調査を行う必要があると考えますが、このことに対する事業者の見解をお示しください。	①ご指摘を踏まえて、環境省の鳥類アトラス等を確認し、また、専門家と相談しながら、渡りのピークを的確に把握できるよう調査時期を設定したいと存じます。 ②準備書においては、ご指摘を踏まえてアカハラ、アオジも含めた渡り鳥について適切に予測評価するとともに、衝突リスクの推定結果を踏まえて保全措置を検討したいと存じます。 ③④ご指摘を踏まえて、専門家とも相談しながら、サーマルスコープ使用を含めた調査手法を再度検討し、また、現地調査においては気象状況も記録し、渡りの条件を把握した上で、これらの結果を保全措置の基礎データとして活用したいと存じます。 ⑤渡り調査や猛禽類調査などの鳥類調査においては、十分な数の適切な能力を持った調査員により調査精度を確保し、これらの調査結果を踏まえて適切に予測評価を行った上で、重大な影響が懸念される場合は環境保全措置を検討する予定です。渡り鳥調査における複数年調査の必要性については、専門家等のご助言及び調査結果を踏まえて検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-8	104	図3.1-31(1)	1次	本図に風力発電機設置予定区域を重ねたものを参考にご教示願います。	【別添資料3-8】に重ねた図をお示しいたします。
3-9	116	表3.1-37	1次	とんがりロードフットパス（猿留山道コース）があることが示されていますが、こちらを人と自然との触れ合いの活動の場に選定する必要はないでしょうか。また、当該フットパスには湖道コースもありますが、こちらも同様に選定する必要はなかったのでしょうか。これらのフットパスコースについての事業者の見解をご教示願います。	ご指摘の「湖道コース・猿留山道コース」のフットパスについては、対象事業実施区域に重複しないことより、選定いたしませんでした。また、えりも町へのヒアリングにおいて、該当フットパスについては地点追加のご要望はございませんでしたが、「猿留山道コース」は一部区間が猿留山道と重複するため、現地調査において「湖道コース・猿留山道コース」を追加するかについては検討いたします。
3-10	117	図3.1-35	1次	注釈に「猿留山道は現存コースを示す」とあります が、現存コースとは復元コースのことを示していると いう認識でよろしかったでしょうか。 「現存」であれば、林道や町道と重複している区間も 含まれるようにも読めますので、「現存」の意味を明 確にした上で、「人と自然との触合いの活動の場」と した範囲をご説明願います。	ご認識のとおり、復元コースを示しております。P117 に記載の「※1)猿留山道は現存コースを示す。」については、 「※1)猿留山道は現存区間(復元コース)を示す。」と明記し、 準備書では修文するようにいたします。
			2次	本図の猿留山道は復元コースのみを示していると回答 がありました。国道・林道化された区間も山道として 文化財指定されているのであれば、その区間も人と 自然との触合いの活動の場として利用される可能性 があります。 指定区間を把握し、復元区間以外も調査・予測及び評 価することが望ましいと考えますが、事業者の見解を ご教示ください。	国指定区間は、国指定文化財等データベース（文化庁HP https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/401/00004020 ）によると、解説文詳細の中に『(中略)猿留山道は海の難所と呼ばれた襟裳岬と断崖絶壁の海岸線を避け、日高山脈南端豊(とよ)似(に)岳(だけ)の山麓に開削された、全長2.9.5kmに及ぶ山道であるが、その8割はすでに国道や林道によって改変がなされている。指定の対象となる区間は、道有林の針広混交林及び人工林（トドマツ）のなかを幅0.9m程の道幅で確認される場所である。(中略)』と記載があり、現存区間(復元コース)に該当します。町指定区間は『令和5年度 市町村指定文化財一覧（令和5年（2023年）5月1日現在）』（北海道教育委員会HP https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo-sichousen-sitei.html ）によると、猿留山道の国史跡指定区間以外の区域とされており、ご指摘の国道や林道等も含めた区間に該当いたしますが、実際に『猿留山道』として人と自然との触合いの活動の場として主に利用されるのは、残存する山道部分である現存区間(復元コース)であると認識しており、この区間を対象として地点設定したものです。いずれにしても、今後の現地調査にあたっては、事前に管理者（えりも町）ヒアリングにより、猿留山道の指定区間並びに利用状況を把握した上で、適切に調査・予測及び評価したいと存じます。
3-11	126 128	3.2.2 土地利 用の状況 (a) 土地利用 基本計画	1次	対象事業実施区域内及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるので、所管の（総合）振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R5.10事業実施想定区域の周辺には水資源保全地域はない。)	対象事業実施区域内に広く地域森林計画対象民有林があることを認識しています。事業による開発面積は、審議会諮問基準に該当する見込みであることから、事業計画の検討段階にて振興局産業振興部林務課への協議を行います。
3-12	127 ～ 129	3.2.2 土地利 用の状況	1次	対象事業実施区域及びその周囲は、農業地域、森林地域及び自然公園地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。	事業に伴い土地利用基本計画図の変更が想定される場合は、関係機関協議を適切に実施いたします。
3-13	130	(1) 河川、湖 沼、海域の利 用状況	1次	「上歌別川を水源とする取水地点及びその集水域の一部源頭部が対象事業実施区域に位置する」とのことですが、 ①当該取水地点及び集水域を対象事業実施区域から除外できなかった理由をご教示ください。 ②水道水源への影響に關し、えりも町との協議状況及び今後の予定に関する事業者の見解について、ご教示ください。 ③水道水源への影響は回避することが望ましいと考えますが、影響の回避及び低減に係る事業者の見解をご教示ください。	①当該取水地点の上流部での事業計画はありませんが、地形及び標高を考慮して風車配置予定区域を設定した結果、当該取水地点が含まれたため除外しなかったものです。ご指摘を踏まえ、準備書段階では対象事業実施区域から当該取水地点の集水域の除外を検討いたします。 ②③水道水源への影響は、今後検討する事業計画を基にえりも町と協議を行う予定です。水道水源の取水地点及び流域への影響は原則、回避する方針です。
3-14	130	(1) 河川、湖 沼、海域の利 用状況	1次	農業用水及び畜産業の水について、河川水を利用していることを把握されていますが、利水者との協議状況及び今後の予定に関する事業者の見解について、ご教示ください。	準備書では、水道水源についてえりも町との協議結果を踏まえて評価を行う方針です。具体的には、水道水源として河川水・井戸水の取水範囲を確認のうえ、基礎工事等による影響有無を確認します。なお、水道水源への影響が想定される場合は、風車配置の見直しを含めて事業計画を検討する方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-15	130	(1) 河川、湖沼、海域の利用状況	1次	対象事業実施区域内にえりも歌別さけ・ますふ化場があり、また、保護水面が設定されている歌別川が流下していますが、漁業関係者との協議状況及び今後の予定に関する事業者の見解について、ご教示ください。	漁業関係者との協議は、今後の事業計画の検討を踏まえて開始する方針であり、方法書手続き終了後に協議開始を予定しています。
3-16	136	(2) 地下水の利用状況	1次	井戸密集地域は対象事業実施区域内にはないのですが、対象事業実施区域内には住宅等が存在しています。 ①対象事業実施区域内の住宅等において井戸水が利用されている可能性はないでしょうか。利用の有無についてどのように把握されるのかをご教示下さい。なお、現時点で把握していない場合は、今後の予定についてご回答ください。 ②井戸水を利用していることが確認された場合、どのような配慮を想定されているかをご教示ください。	①井戸水の利用状況について、方法書手続き終了後にえりも町への聞き取り調査を行うとともに、地元地区への聞き取りを行います。 ②井戸水利用が確認された場合、当該井戸との離隔確保に努めるとともに、準備書手続き終了までに利用者協議を行い、必要に応じて工事着工前の事前調査等の検討を想定しています。
3-17	140	環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況 (学校) (医療機関・福祉施設等)	1次	えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例においては、大型風力は学校や福祉施設を含む住宅等との距離を風車の全高の5倍以上離すとされており、本事業では約800m～900mとなるところ、風力発電機設置予定区域から最短の施設は約540mに位置しているほか、800m未満に複数の施設が存在している。法令に適合しない計画としている理由を伺います。	方法書に記載の風力発電機設置予定区域は、現時点で風力発電機の配置可能性のある尾根筋の250m範囲を目安に設定したことから、800m未満に複数の施設が存在しています。風力発電機の配置は今後検討いたしますが、住宅等との離隔は法令を遵守し、騒音影響等の回避・低減を考慮した離隔確保を行います。
3-18	145, 150- 153	(2) 住宅の配置の概況	1次	住宅等については対象事業実施区域内にも存在しています。 ①P145の本文では、対象事業実施区域との離隔状況について説明されていますが、風力発電機設置予定区域との離隔状況をご教示下さい。 ②えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例を遵守した計画となっているのか、見解と対応を伺います。 ③今後の風力発電機設置場所の検討にあたり、住宅等への影響の回避及び低減について、事業者の見解をご教示ください。	①ご指摘の箇所について「住宅等については対象事業実施区域及び風力発電機設置予定区域の周囲の他、各区域内にも点在する。」へ修正いたします。準備書では、状況について適切に本文に記載するようにいたします。 ②方法書に記載の風力発電機設置予定区域は、現時点で風力発電機の配置可能性のある尾根筋の250m範囲を目安に設定したことから、800m未満に複数の施設が存在しています。風力発電機の配置は今後検討いたしますが、住宅等との離隔は法令を遵守し、騒音影響等の回避・低減を考慮した離隔確保を行います。 ③住宅等との離隔は法令を遵守し、騒音影響等の回避・低減を考慮した離隔確保を行います。また、風力発電機の基數削減も念頭に事業計画の見直しも検討いたします。
3-19	154	表3.2-18	1次	最新版として令和3年度実績が出てるので、修正してください。	【別添資料3-19】に修正した表をお示しいたします。
3-20	157 158	表3.2-20 図3.2-14	1次	表内で、対象事業実施区域から半径50kmの範囲内の新ひだか町の中間処分施設は3箇所となっていますが、图では2箇所しか見当たらないので、ご確認ください。また、聞き取りの実施が令和4年度になっていますので、最新の状況について改めて確認して下さい。	申し訳ございません。ご指摘のとおり、箇所数に誤りがあるため、【別添資料3-20】に最新の情報収集に基づく正しい箇所数の表及び位置図をお示しいたします。
3-21	158	図3.2-1	1次	①図題は産業廃棄物処理事業者であり、出典は産業廃棄物処理施設一覧であることのことですが、本図では施設の位置が示されているのか、施設設置者の本社位置が示されているのかをご教示ください。 ②対象事業実施区域内に「中間処分・最終処分」が存在しますが、当該処理場の範囲を区域から除外しなかった理由をご教示ください。	①統一できておらず申し訳ございません。P158の図3.2-14は「産業廃棄物処理施設位置」を示しております。図題について準備書で修正いたします。 ②方法書の対象事業実施区域の設定範囲を広く設定することにより、広範囲での環境データの把握に努め、予測評価を適切に実施する方針です。なお、当該処理場に風力発電機その他事業計画を行う予定はありません。
3-22	180	表3.2-45	1次	対象事業実施区域内に国定公園が存在すると整理されていますが、区域と国定公園のどの部分が重複しているのか、また、なぜ方法書段階で除外しなかったのか、事業者の見解をご教示願います。	第2種特別地域の主要地方道34号襟裳公園線の一部が重複しています。襟裳公園線は輸送路としての利用可能性があること、また対象事業実施区域については、方法書段階で風力発電機の配置の可能性の面から、国定公園の範囲を除外しておりませんでした。
3-23	180	(2) 自然関係法令等	1次	国定公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、国立公園に準ずるものとして指定されていることを踏まえると、土地変更を避けるために風力発電機設置予定区域から除外する必要があるのではないかでしょうか。	準備書作成前の風車配置検討において、国定公園への風力発電機設置予定区域の除外を検討いたします。
				対象事業実施区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。	事業計画の検討において、山地災害危険地区への影響に配慮いたします。
3-23	180	(2) 自然関係法令等	2次	「山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること」との指摘に対し「山地災害危険地区への影響に配慮」との回答となっていますが、「影響しない場所への施設計画」以外の「配慮」を想定しているということでしょうか。そうであれば、具体的な方法について現段階の想定をお示しください。	山地災害危険地区への施設計画については、風車ヤードを含む風力発電機の配置を行わないよう検討する方針です。なお、管理用道路の一部区間については山地災害危険地区を使用する可能性があると考えており、その際は関係機関との事前協議により、必要となる構造物の設置等を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-24	181	表3. 2-46	1次	<p>①対象事業実施区域には自然公園法に基づき指定された日高山脈襟裳国定公園が隣接しており、利用施設計画に位置づけられている「百人浜園地」、「襟裳岬園地」、及び「黄金道路線道路（車道）」などが存在する。また、日高山脈襟裳国定公園及びその周辺は、令和6年中に国立公園として新規指定されることが環境省から示されており、事業実施想定区域も国立公園に含まれる可能性があることから、事業内容及び計画時期について、十分に検討する必要がある。</p> <p>本事業は最大35基の風力発電設備を計画しており、規模（高さ）が179.4mと大型であることから、公園利用施設・眺望点からの景観に対する非常に重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>②また国立公園指定について、関係機関へのヒアリングは実施しているでしょうか。実施していない場合は今後の実施予定を、すでに実施している場合はその結果概要（ヒアリング対象、実施日、意見等）をご教示願います。</p>	<p>①承知いたしました。風力発電機の採用機種は現在未定であります。配置計画においては「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省 平成25年3月）」の考え方を参考に今後実施する現地調査及び調査結果に基づく環境影響予測・評価も踏まえ、日高山脈襟裳国定公園への眺望景観への影響を極力回避または低減するように検討してまいります。</p> <p>②国立公園指定の計画は認識しておりますが、関係機関へのヒアリングは、事業計画の検討を踏まえて、準備書作成前に実施し準備書の地域概況に記載する予定です。</p>
3-25	184	表3. 2-49	1次	豊似湖鳥獣保護区が図書総覧期間中に存続期限を迎えていますが、本区域の最新の情報はどうになっているかご教示願います。	ご指摘の日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園（名称未定）の指定及び公園計画の決定並びに日高山脈襟裳国定公園の指定の解除及び公園計画の廃止に関する意見の募集（パブリックコメント）が令和5年11月9日付けで環境省のHPIに掲載されていますが、こちらの添付資料にある公園区域及び公園計画図と対象事業実施区域の重複がないか、ご教示ください。
3-26	190	図3. 2-20	1次	対象事業実施区域と埋蔵文化財包蔵地が一部重複していますが、これらを区域から除外しなかった理由についてご教示願います。	対象事業実施区域内に含まれる埋蔵文化財包蔵地について、管理用道路の設置可能性がある地域を除外しなかったものです。風力発電機の配置を含む事業計画は今後検討いたしますが、埋蔵文化財への影響が生じないよう配慮いたします。 埋蔵文化財包蔵地が事業計画地に重なる場合は、えりも町教育委員会への相談を行い、試掘等の対応について協議させていただきます。
3-27	191	(h) 景観法等	1次	地域の景観の保全を考える上では、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮することのみならず、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要となります。風力発電機の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために ・「北海道景観計画」 ・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」 を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	地域との合意形成について、景観の視点場の設定にあたり地域へのヒアリングの実施検討、風力発電機の配置計画を検討のうえフォトモンタージュ等を作成し、準備書段階において地域への事前説明を行い相互理解の促進に努めます。 また、ご指摘いただきました景観法の届出を適切に実施できるよう、北海道景観計画、景観形成ガイドラインを参考として事前相談を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-28	193 ほか	(o) 保安林	1次	<p>①事業実施想定区域内及びその周囲は、保安林に指定されているので保安林を避けて計画すること。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は所管の（総合）振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをすること。</p> <p>また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。</p> <p>【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】</p> <p>※林野庁所管の保安林におけるものを除く。</p> <p>①転用に係る面積が1ha以上のもの。</p> <p>②転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するものの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問をする林地開発行為の許可と一緒にとなって、保安林の解除を要するもの。</p> <p>②水源かん養保安林及び魚つき保安林について、それらの指定目的と、求められる配慮について、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①事業計画の検討においては、ご指摘のとおり保安林の回避に努めます。保安林内での計画が必要となる場合は、可能な限り速やかに日高南部森林管理署、振興局産業振興部林務課に事前相談をさせていただきます。そのうえで北海道森林審議会の諮問、答申手続きについて指導をいただき、適切に対応いたします。</p> <p>②水源かん養保安林及び魚つき保安林の指定目的と求められる配慮について、以下のとおり理解しています。</p> <p>＜水源かん養保安林＞ 流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を高度に保ち、洪水の緩和・各種用水の確保を目的とすることから、土地の形質変更及び樹木伐採を最小限とし、排水設備等を適切に配置し土砂災害等の防止に努める。</p> <p>＜魚つき保安林＞ 水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息・繁殖の促進を目的とすることから、土地の形質変更及び樹木伐採は最小限とし、水域への濁水防止対策を適切に実施する。</p>
3-29	198-	図3.2-23 等	1次	<p>①対象事業実施区域内に砂防指定地、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）が存在し、事業実施により土砂の流出による水環境や山麓の生態系等への影響について、事業者の見解を伺います。</p> <p>②P.326に記載されている事業者の見解で「河川・沢筋等からの距離の確保に努める」としながら、これらを風力発電機設置予定区域から除外しなかった理由についてご教示願います。</p> <p>③事業実施による土砂流出の回避及び低減について、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④これらの区域において事業を計画するに際して関係機関と協議等を行っている場合は、協議状況をお示しください。協議等を行っていない場合は、いつまでに行う予定か、お示しください。</p>	<p>①事業に伴う土砂流出による水環境及び山麓生態系等への配慮として、造成土量、改変面積及び樹木伐採の最小化に努めます。輸送路を含む事業計画が砂防指定地等にかかる場合は、関係機関との協議を適切に実施いたします。</p> <p>②方法書に記載の風力発電機設置予定区域は、現時点で風力発電機の配置可能性のある尾根筋の250m範囲を安全に設定したことから、一部の河川・沢筋を含む範囲となっています。風力発電機の配置は今後検討いたしますが、尾根上に配置する計画であり谷地形への配置予定はありません。</p> <p>③土砂流出の回避・低減策は今後検討いたしますが、沈砂池の設置、流出防止策の設置、排水設備流末へのフンカゴ配置等を想定しています。</p> <p>④ご指摘の関係機関協議を今後実施予定であり、事業計画を検討のうえ方法書手続き終了後に事前相談をさせていただく予定です。</p>
3-30	214 ～ 217	図3.2-31, 32	1次 2次	<p>対象事業実施区域内に、2級河川及び普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。</p> <p>「河川への影響が想定される場合は除外を検討」との意見に対し「事業計画の見直しを検討」との回答となっていますが、「除外」以外の「計画の見直し」を想定しているということでしょうか。そうであれば、具体的な見直しの内容について現段階の想定をお示しください。</p>	<p>2級河川及び普通河川への影響については、河川管理者への事前相談を行い必要に応じ事業計画の見直しを検討いたします。</p> <p>1次回答の具体的な事業計画の見直しとして、河川への環境影響が生じる場合には、環境影響の極力回避または低減できる風車配置を含む造成計画の見直しを想定しております。</p>
3-31	218	(w) 農業地域・農用地区域	1次	<p>農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。</p> <p>○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が農地法に規定する農地又は採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目等について農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p>	今後の事業計画検討において、ご指摘いただきました農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可について配慮し、農地転用または農用地区域に事業計画がかかる場合は、適切に行政協議を行います。

4. 「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	242	2) 評価結果	1次	配慮書段階で「居住宅等からは、極力大きな離隔距離を確保する方針を踏まえて、基本的には最低限0.5km程度の離隔距離を確保する予定であること」と記載がありますが、方法書では住宅等と風力発電機の離隔が全くなかつたり、配慮が特に必要な施設であっても風力発電機と最低限程度の離隔しか取れていない施設があり、極力大きな離隔距離を確保したとは言えないと考えられます。なぜ離隔を確保できなかったのか、今後これらの施設についてどのように対応されるのか、ご教示ください。	風力発電機の配置計画は、今後の用地協議その他許認可手続きを踏まえて決定いたしますが、P242に記載のとおり「最低限0.5km程度の離隔距離を確保する予定」であるほか、騒音影響等の回避・低減を考慮し住宅等との離隔確保を行います。
			2次	「最低限0.5km程度の離隔距離を確保する予定」とありますが、質問番号3-18及び7-3の回答にあるように、えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例等の法令を遵守するのであれば、本事業の場合、住宅等との離隔は約900m以上必要となります。今後住宅等との離隔距離をどのようにするか、事業者の見解を伺います。	住宅等との離隔確保についてえりも町条例を遵守し、離隔を900m以上確保するよう風車配置を検討いたします。

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	325	1. (3) 環境保全措置の検討	1次	「代償措置を優先的に検討することがないようにすること。」との意見に対し、「代償措置を優先的に検討することがないよう努めます。」との見解が示されており、回避・低減措置を検討せずに代償措置を検討する場合があると解されますが、代償措置を優先的に検討する場合とは、どのような場合を想定されているかをお示しください。	環境保全措置については影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を「影響の回避・低減」より優先的に検討することは考えておりません。回避・低減が困難な場合は次の段階として代償措置を検討する方針です。意見に沿った形で見解を記載したため、記載の表記となっております。

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	338 339 341 342	専門家等への意見聴取	1次	①一部の専門家等への意見聴取日が約5年前とかなり古いですが、最新の調査手法をはじめとした知見等を確認するためにも、内容について改めて聴取する必要はないでしょうか。また、記載の内容は方法書に記載する段階で専門家に確認をとっているのでしょうか。 ②専門家の意見への対応として、「内容を踏まえ、調査計画を設定した。」「指摘事項に留意して調査を実施する」と言う趣旨の内容が繰り返し記載されていますが、これではそれぞれの意見に対する具体的な検討状況がわかりません。少なくとも具体的な調査手法や調査地点に対する意見について、調査計画にどう反映したのか、また反映しなかった場合はその理由についてご説明願います。	①事業にあたって、現計画を踏まえ重大な影響が懸念される猛禽類等については、改めて専門家の意見聴取を行った上で調査手法等を検討致しました。一方、猛禽類以外の項目については、当時の有識者のご指摘をほぼ反映した調査計画としたため、意見聴取をしませんでした。また、本方法書に記載の内容については専門家の確認をとっています。 ②【別添資料6-1②】<一部非公開資料>に対応状況の表をお示しいたします。
			2次	①「当時の有識者のご指摘をほぼ反映した調査計画としたため、意見聴取をしませんでした」、「記載の内容については専門家の確認をとっています。」とのことです。が、当時の有識者の意見に、この5年間で得た新たな知見や補足がないかについても確認を取った上で、再度意見聴取する必要がないと判断したという認識でよろしかったでしょうか。 ②そうでない場合は、意見を聴取してから5年経過していることから、当時と状況が変わっている可能性があり、改めて最新の知見を確認した上の調査計画とするべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	①猛禽類以外の項目については、有識者へ新たな知見や補足がないか確認は行っておりません。 ②有識者へ新たな知見や補足がないか確認は行っておりませんが、一次回答に記載のとおり、当時の有識者のご指摘をほぼ反映した調査計画としていることも含め、現地調査実施前に方法書審査における指摘も踏まえたうえでヒアリングを実施する予定です。ヒアリングの結果、調査計画の変更が必要になった場合は、方法書段階の調査地点等を適切に見直し、予測評価を行うこといたします。

【 非 公 開 】

非公開 6-2			1次		
植物 6-3	342	専門家等への意見聴取（植物）	1次	専門家から、この辺りはあまり調査に入っていないという意見がありますが、これは聴取した専門家が周辺での調査経験があまりないという意味でしょうか。そうであれば、専門家への意見聴取は複数の専門家、そして地域の状況に精通した専門家に行うことが重要であることを考えると、他の専門家にも意見を聴取する必要があるのではないかと考えられますが、事業者の見解を伺います。	専門家のご意見は、「当該地域は学術調査等による植物・植生の報告が少ないエリア」と理解しています。道内の植物に係る専門家として適切にご意見をいただいたものと考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-4	344	表6.2-2	1次	評価項目に選定されている地形及び地質、風車の影及び生態系について、調査、予測及び評価の手法では調査地点もしくは予測地点が設定されていますが、なぜここで考え方について整理しなかったのか、理由を伺います。	地形及び地質、風車の影については、保全対象が明確でこれに伴い予測地点も明確なため、記載しておりませんでした。生態系については、動物や植物と調査内容が重複するため、ここでは記載しませんでしたが、注目種が確定する準備書段階では整理・追記したいと存じます。
騒音等 6-5	345 347	表6.2-3(1) 【交通騒音】 表6.2-4(1) 【建設騒音】	1次	2(1)の【現地調査】について、発電所に係る環境影響評価の手引（令和2年11月 経済産業省）では、「天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。」とされていますので、これらの項目を調査することに対する見解をお示しください。	ご指摘の現地調査の実施において、天気、風向・風速、気温、湿度についても記録します。これら記載については、準備書において追記するようにいたします。
騒音等 6-6	346 354	表6.2-3(2) 【交通騒音】 表6.2-7(2) 【交通振動】	1次	5(1)の【現地調査】について、 ①「2日（平日及び土曜日）」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしかったでしょうか。 ②「道路交通騒音（振動）」の状況を代表する日をどのように決定されるのかをご教示ください。 ③交通騒音については、「全時間を通じて測定」とされていますが、24時間測定すると解してよろしかったでしょうか。	①ご理解の通りです。 ②調査地点周辺で地域におけるイベントの開催や工事の実施、セミや鳥等の鳴き声により道路交通の状況が現況と異なる可能性がある期間は避けるなど、現況の道路交通騒音（振動）を的確に把握できる期間に実施いたします。 ③ご理解の通りです。
騒音等 6-7	346	表6.2-3(2) 【交通騒音】	1次	10(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準等との整合性について検討されるとしていますが、この「等」とは何を指すのかをご教示ください。 なお、事業実施想定区域及びその周囲には、騒音に係る環境基準の類型指定地域はないとのことですので、どのような基準と整合性を確認されるのかがわかる回答としてください。	「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合性について検討するため、「等」を削除いたします。なお、現段階では「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値との整合性について検討することを想定しています。
騒音等 6-8	347	表6.2-4(1) 【建設騒音】	1次	5(1)の【現地調査】について、 ①「環境騒音の状況を代表する3日間」とは、具体的にどのような期間を設定するのかをご教示ください。 なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休工とするかを含めた回答としてください。 ②「全時間を通じて測定」とされていますが、24時間測定すると解してよろしかったでしょうか。	①調査地点周辺で地域におけるイベントの開催や工事の実施、セミや鳥等の鳴き声により環境騒音の状況が現況と異なる可能性がある期間は避けるなど、現況の騒音を的確に把握できる期間の平日2日・土曜1日に実施いたします。なお、日曜・祝日は休工により調査期間に含みません。 ③ご理解の通りです。
騒音等 6-9	348	表6.2-4(2) 【建設騒音】	1次	①予測対象時期の「建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期」とは、現段階で想定している工事工程でいうとどの段階（工程）にあたるのかをご教示願います。 ②10(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準等との整合性について検討されるとしていますが、この「等」とは何を指すのかをご教示ください。 なお、事業実施想定区域及びその周囲には、騒音に係る環境基準の類型指定はないとのこと、及び建設騒音に係る評価であることを踏まえ、どのような基準と整合性を確認されるのかがわかる回答としてください。	①造成工事や電気工事の工程が重複する1~3年目の期間内を想定しております。 ②「等」について「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）が該当いたします。なお、現段階では「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）については「A類型の環境基準（専ら住居の用に供される地域）」の基準値との整合性について検討することを想定しています。
騒音等 6-10	349 351	表6.2-5(1) 【施設騒音】 表6.2-6(1) 【超低周波音】	1次	5(1)の【現地調査】について、 ①秋季～冬季を1季とみなすことが適切であるとする根拠をお示しください。 ②施設騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ③3日間の測定において、平日及び休日の測定とするのかをご教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。	①「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年、環境省）によれば、『風配図等により地域の年間の風況を把握したうえで、（中略）原則として四季毎に測定することが望ましいが、季節による風況の変化が少ない等の理由で、（中略）測定時期を減じてもよい。』とされており、事業地周辺の気象観測所等の過去10万年のデータから風配図を作成すると【別添資料6-10①】のとおりとなり、この結果から3回（春季・夏季・秋季～冬季）としました。また、同マニュアルによれば、「なお、自然現象や人の活動により暗騒音は季節により変化することがあるため、これらの変化にも注意が必要である。」との記載があることから、調査地点周辺で地域におけるイベントの開催、セミや鳥等の鳴き声、降雨により暗騒音が著しく変化する期間には調査を実施しないよう配慮する予定です。 なお、対象事業実施区域のえりも町は冬季積雪が少ない地域ですが強風や吹き溜まりによる調査機器への影響がないよう適切な調査実施のため天候には十分留意して実施する予定です。 ②それぞれ調査期間は同一期間とする予定です。 ③平日や休日ではなく、有効風速範囲のデータが適切に取得できるよう、週間天気図等で風況や天気を予測し測定期間を検討する予定です。
			2次	1次回答の①からは、吹きだまり等により測定結果が変わることを認識されているものと考えますが、秋季と冬季の結果に相違が生じない条件で測定するのではなく、秋季と冬季それぞれの季節の状況を適切に把握する必要があると考えます。冬季積雪が少ない地域であることにより、秋季～冬季を1季とみなすことが適切であるとする根拠をお示しください。	残留騒音の調査時期の設定については、繰り返しとなり恐縮ですが、一次回答のとおり、同マニュアルによれば「季節による風況の変化が少ない等の理由で、（中略）測定時期を減じてもよい」を踏まえて、当該地域の過去10万年の風配図から、10~2月の風況結果に大きな差異が無いことから判断・設定したものであり、冬季積雪が少ない地域であることを理由にしたものではありません。一次回答の「なお、」以降の記述については、現地調査時の留意事項を述べたものであり、秋季～冬季を1季とみなす根拠ではありません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
騒音等 6-11	352	表6.2-6(2) 【超低周波音】	1次	10(2)において、超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル（ISO-7196）等との整合性について検討されるとしていますが、この「等」とは何を指すのかをご教示ください。	「等」について、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年、環境庁）に示される「建具のがたつきが始まるレベル」、文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班「昭和55年度報告書1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究」に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」が含まれます。
騒音等 6-12	354	表6.2-7(2) 【交通振動】	1次	10(2)において、道路交通振動の要請限度との整合性について検討されるとしていますが、事業実施想定区域及びその周囲には、振動に係る規制地域はないとのことですので、どのように整合性を確認されるのかをご教示ください。	現段階では「第一種区域」の要請限度との整合性について検討することを想定しています。
騒音等 6-13	355	図6.2-1騒音等調査地点	1次	<p>①SE-5付近も工事関係車両の主要な走行ルート沿いであり、住宅が密集し、かつ福祉施設が存在する地域ですが、SE-5付近に道路交通騒音・振動を対象とした調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②24ページの図2.2-6では、工事関係車両の主要な走行ルートがより広範囲に示されています。道路交通騒音・振動の調査に当たり、SR-1よりも浦河方面及びSR-4よりも広尾方面に調査地点を設定する必要がないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>③風力発電機設置予定範囲を追記した図をお示しください。また、輸送路の利用に伴う造成が想定される範囲がある場合は、あわせてお示しください。</p>	<p>①SE-5については、輸送路（道路敷地）より約360m、近傍の住宅については、輸送路（道路敷地）より約310m離れており、その影響は小さいと想定されることから設定しておりません。</p> <p>②現段階では施工計画（通勤の起点等）が未定のため、対象事業実施区域周辺の輸送路で集落等が集中する箇所に調査地点を設定しておりますが、施工計画が明確になる段階で必要に応じて改めて調査地点の追加を検討をいたします。</p> <p>③【別添資料6-13③】にお示しいたします。また、輸送路の利用に伴う造成が想定される範囲については、現段階では未定でございます。</p>
			2次	1次回答の②について、どのような場合に、どのような地点を調査地点として追加されるのかを具体的にお示しください。	準備書段階で明確となる施工計画（通勤の起点等）を踏まえて、「工事関係車両の主要な走行ルート沿いで住宅が密集している（密集している地点では影響をうける可能性のある住宅が多く存在することとなり、影響範囲の把握が必要とされるため）、環境の保全についての配慮が特に必要な施設が近傍に存在する場合」に、その近傍に調査地点を設定する予定です。
騒音等 6-14	356	表6.2-8大気環境の調査地点の選定理由	1次	<p>①環境騒音の調査地点について、他に設定すべき地点がないと判断されている根拠をご教示ください。なお、風力発電機設置予定区域や輸送路の利用に伴う造成が想定される範囲等から建設機械の稼働範囲をどのように想定し、調査地点を設定されたかがわかる回答をしてください。</p> <p>②残留騒音/超低周波音の調査地点について、対象事業実施区域との位置関係から設定されていますが、風力発電機設置予定区域との位置関係を基に設定されなかかった理由をご教示ください。また、他に設定すべき地点がないと判断されている根拠をお示しください。</p> <p>③気象の測定地点について、「気象の状況を代表する地点」はどのような条件を基に選定されるのかをご教示ください。</p>	<p>①調査地点については、現段階で改変区域や搬入路が未確定であるため、対象事業実施区域から1km範囲内の保全対象である配慮すべき施設、居住宅（主に集落）の位置に設定しております。</p> <p>②方法書で示した設置予定区域は不確定の箇所も多いため、対象事業実施区域から1km範囲内の保全対象である配慮すべき施設、居住宅（主に集落）の位置に設定しております。</p> <p>③気象の測定位置は、風況ポールの設置位置となります。風況ポールの地点設定は、地形及び植生を考慮して上空（40m-60m）において乱れの少ない風向風速が測定できること、地権者協議により土地使用が可能であること、風車配置予定区域から2km範囲を網羅できることの条件を踏まえ設定しています。</p>
			2次	<p>①1次回答の①及び②からは、改変区域・搬入路・風力発電機設置予定区域が未定であり、適切な地点で調査が実施されるかの判断ができません。準備書作成後に調査が適切に実施されていないことが判明するといったことがないよう、どのような対応をされるのか、具体的にお示しください。</p> <p>②建設機械の稼働を要因とする振動について環境影響評価の項目として選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引（令和2年11月 経済産業省）においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には参考項目として設定するとされています。</p> <p>1次回答の①で、建設機械の可動範囲が未確定とされていることから、振動による影響が懸念されますが、環境影響評価の項目として選定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。</p>	<p>①現地調査実施時点では、施工計画が明確になっていると想定されることから、ご指摘のような調査地点のモレが発生しないように、工事用道路や改変区域の規模範囲、それらと住宅の位置を確認し、方法書段階の調査計画から新たな地点追加も念頭に適切な地点設定を実施する方針です。</p> <p>②建設機械の稼働を要因とする振動については環境影響評価項目の参考項目外であること、施工計画が明確になっていないことから、環境影響評価項目として選定しておりません。ただし事業計画が明確になった段階で「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」は、改変区域の規模範囲やそれらと住宅の位置を確認し、調査地点を追加し、振動による影響も適切に予測評価する方針です。</p>
水質 6-15	357	表6.2-9(1) 【水の濁り】	1次	5(1)【現地調査】において、降雨時に1回計画されていますが、降雨時の採水のタイミングをどのように決定されるのかをご教示ください。	降雨時の採水のタイミングについては、まとまった降雨の直後を想定しており、事前に天気予報をチェックした上で現地調査実施日を決定する予定です。現地では雨雲レーダーなどのタイムリーな情報により採水作業が安全管理を含めて臨機応変に対応できる体制とする予定です。
水質 6-16	358	表6.2-9(2)	1次	予測対象時期の「造成裸地面積が最大となる時期」とは、現段階で想定している工事工程でいうとどの段階（工程）にあたるのかご教示願います。	造成工事の1～3年目の期間内を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
水質 6-17	361	図6. 2-2(2) 水質調査地点	1次	①事業実施想定区域内を流下する野津内川、ポンサツコツ川、新消内川及びオショロスケ川への影響が把握可能な調査地点が設定されていませんが、調査地点を設定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。 ②えりも町簡易水道の取水地点が対象事業実施区域の風力発電機設置予定区域に含まれていますので、工事の影響が取水地点の水質に及ぶおそれがある場合は、当該河川の取水地点上流に調査地点を設定してください。	①申し訳ございません。記載の地点図は誤りであるため、【別添資料6-17①】に訂正いたします。25地点になる計画となっています。修正箇所は赤字で表記いたしました。 ②上歌別川の取水地点とその集水域の一部が対象事業実施区域と重複し、水の濁りの影響を把握する上では、本取水地点の上流にも調査地点の必要性が高いと考えられるため、今後、事業計画が明確になった段階で調査員のアクセスが可能な場所であるかも含めて調査地点の追加を検討いたします。なお、3-13の回答と一部重複しますが、準備書では当該取水地点の集水域への影響を回避するため、同集水域は対象事業実施区域から除外する方針です。
			2次	1次回答の②について、地点の追加に当たっては、水道管理者と協議の上、追加地点を決定することが望ましいと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	準備書では当該取水地点の集水域への影響を回避するため、同集水域は対象事業実施区域から除外する方針のため、現段階では追加設定は不要と考えております。いずれにしても、今後の工事計画において対象事業実施区域から当該取水地点の集水域を除外できないことが判明した場合は、追加調査地点について検討し関係機関と協議を実施する方針です。
地形地質 6-18	363 365	調査の基本的な手法 図6. 2-4	1次	①現地調査の手法として、現地を踏査し、当該情報の整理及び解析を行う。とありますが、踏査してどのような情報を収集し、どのような解析を行うのでしょうか。ご教示願います。 ②またP365の図において、調査位置が明確に示されていませんが、典型地形及び海成段丘とされた範囲はすべて踏査するという意味でしょうか。	①現地踏査により土地利用状況や植生を把握し、その規模(面積)を整理する予定です。 ②調査予測対象とした地形が俯瞰できる場所において、土地利用状況や植生を把握する予定です。
			2次	「俯瞰できる場所において、土地利用状況や植生を把握する」とのことですが、俯瞰によってどうやって植生を把握し、地形地質の予測にどのように用いるのか、ご説明願います。	調査予測対象とした重要な地形及び地質と対象事業実施区域が重複し影響が想定される地域において、該当方向が俯瞰できる場所を調査地点に設定し、重要な地形及び地質の現況について写真撮影を行います。また、植生図や航空写真を参考に目視により重要な地形地質の範囲の植生分布状況(被食状況)を把握し、重要な地形及び地質の予測においては対象事業実施区域の地形改変の程度を把握する方針です。
地形地質 6-19	363	表6. 2-11(1)	1次	5. 調査期間等にある「重要な地形の状況を的確に把握できる日」とは、具体的にどのような条件が揃った場合なのか、ご教示願います。 また、p. 366にある風車の影の調査の「5. 調査期間等」にも似たような記載が見られますので、こちらについても併せてご教示願います。	調査期間について、いずれも非積雪期の晴れの日を予定しております。
風車の影 6-20	366 368	予測地域 図6. 2-5	1次	調査地点として、風力発電機の設置位置に近い住居とするとありますが、現時点では風力発電機の設置位置が不明なため、どの程度位置に調査地点が設定されるのか不明となっています。 ①「風力発電機の設置位置に近い」というのはどの程度の位置関係のことをいうのか、お示しください。 ②調査地域内に「風力発電機の設置位置に近い」住居が複数確認された場合、それらすべてについて調査地点を設定するという理解で間違いないでしょうか。	①2kmを想定しております。 ②ご理解のとおりです。
動物 6-21	369	調査、予測及び評価の手法	1次	天然記念物鳥類の繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施してください。これらの調査等に基づいて科学的なデータを提示し、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	承知いたしました。
動物 6-22	372	表6. 2-13(1)	1次	施設の稼働に係る鳥類への影響に関する予測手法として、環境省の手引き等に基づき、風車への衝突確率等の推定を行なうことが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われます。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の、貴社の対応方針を回答願います。	準備書においては、風車への衝突確率等の推定結果と風車の配置との関係が分るように図面にお示しする方針です。また、他環境要素の影響も踏まえつつ、バードストライクの影響を回避または低減できる配置を検討するとともに検討経緯も整理したいと思います。
			2次	3-7の二次質問で述べた主要な夜間の渡り鳥についても衝突確率等の推定結果と風車の配置との関係が分るようになります。そのうえで、環境保全措置の検討経緯をご説明ください。	ご指摘を踏まえて、衝突確率等の推定結果については、風車の配置との関係も分かるような図面を用いて分かりやすく整理するとともに、重大な影響が懸念される場合はその検討経緯も含めて環境保全措置を検討したいと存じます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 6-23	372	表6. 2-13(4)	1次	予測対象時期等に示されている「造成等の施工による一時的な影響が最大となる時期」とは具体的にどの工程を想定しているのかご教示願います。 また、「動物の生息状況が安定する」のは風車の運転が定常状態となってから何ヶ月後を指すのかご教示願います。	造成工事や電気工事、据付工事の工程が重複する1~4年目の期間内を想定しております。また、「動物の生息状況が安定する」のは風車の運転開始後(造成工事や電気工事、据付工事の工程が終了している状態かつ風力発電所運転が定常状態となる時期)を想定しており、地形改変及び施設の存在、施設の稼働を予測評価できる時期となります。
動物 6-24	373 ~ 375	表6. 2-14	1次	一部の種や分類群を除き、調査時期が春季、夏季、秋季、冬季にて示されていますが、これらの時季は具体的に何月頃を想定しているのか、それぞれの分類群についてご教示願います。	以下に各時季の想定月を示します。 哺乳類／春季：4～6月、夏季：7～8月、秋季：9～11月、冬季：12～3月 コウモリ類／春季：5～6月、夏季：7～8月、秋季：9～10月 鳥類（一般鳥類）／春季：4～5月、夏季：6～7月、秋季：9～11月、冬季：12～3月、 渡り鳥／春季：3～5月、秋季：9～11月 タンチョウ／早春季：4～5月、春季：6月、夏季：7～8月、秋季：10～11月 爬虫類・両生類／春季：4～6月、夏季：7～8月、秋季：9～10月 昆虫類／春季：5～6月、夏季：7～8月、秋季：9～10月 魚類／春季：5月、秋季：10月 底生動物／春季：5～6月、秋季：9～10月
			2次	渡り鳥は8月にもオオジシギやアカエリヒレアシシギ等が移動しています。渡り鳥の調査は地上を利用するものだけでなく、昼夜問わず飛翔するものも評価対象とし、適切な時期を設定してください。	対象事業実施区域及びその周囲の環境影響評価における調査対象とすべき渡り鳥調査の種については、現地調査実施前に改めて専門家等へヒアリングを実施し時期も含めて確認する方針です。
動物 6-25	373	捕獲調査 (哺乳類)	1次	①ピットフォールトラップについて、調査地点の環境によって捕獲数に大きな差が生じることなどから、設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適正な設置数による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。 ②また、トラップ類は二晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考慮すると、二晩設置して、回収時ののみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えているのか伺います。	①ピットフォールトラップについて、毎日見回りしたとしてもトラップ内で死亡している個体も多く、またキタキツネ等により持ち去られることも多く、色々なリスクを伴うと考えられます。このため、適正な設置数について、現地実施前にあらためて専門家のご助言を頂きながら検討したいと存じます。 ②トラップの見回りは、毎日実施する予定です。
			2次	ピットフォールトラップによる死亡や持ち去り等の影響は、トラップの確認頻度を細かくすることで低減可能であると考えられます。希少なトガリネズミ類では、餓死を防ぐには2時間以内に回収する必要があると考えられますが、対応を伺います。	ご指摘の対応については、現地実施前に改めて専門家のご助言を頂きながら検討したいと存じます。
動物 6-26	370	調査地点	1次	バットディテクターによる調査について、風況観測ポールの設置位置は検討中とありますが、現時点で可能性が高い地点についてお示しください。	【別添資料6-26】にお示しいたします。現在検討中となり、配置可能性のある2箇所についてお示しておりますが、残りの1箇所は検討中であり未定となります。
			2次	風況観測ポール（バットディテクター）の設置位置について、残りの1箇所は検討中とのことですですが、現在検討中の2箇所については、区域内で偏りがあるようと思われますので、風車の設置箇所の状況が十分把握できるよう、設置位置を検討してください。	今後設置予定の風況ポールは、風車設置箇所の状況を把握できるよう設置位置を検討いたします。
動物 6-27	373	表6. 2-14(1)	1次	コウモリ類及び鳥類の調査にてブレード回転域について触れていますが、風力発電機の機種の変更により諸元が調査時に想定していた数値から逸脱した場合、再度調査や予測は実施されるのか、事業者の見解を伺います。	想定していた数値から逸脱した場合は、再度調査や予測を実施する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 植物 6-28	376 377 等	踏査ルート	1次	踏査ルートについて、現段階の計画は、風力発電機設置予定区域の外縁付近を踏査するものが多く、区域の中に延びる踏査ルートは場所によって濃淡があるようと思われます。動物相や植物相を網羅的に把握するために、踏査ルートは改変の可能性が高いエリアや植生等環境の変化を十分把握できる程度に細かく設定する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	踏査ルートについて、ご指摘のとおり、改変区域(設置予定区域)を網羅するよう配置することが望ましいですが、安全性等を加味して林道などアクセス性に優れた箇所に設定しております。
			2次	①林道の影響のない区域には設定しないという意味でしょうか。それで自然環境についての十分な情報が得られるという根拠はあるのでしょうか。 ②「安全性等を加味」について、調査の際に調査員の安全を確保することは当然必要ですが、林道脇であれば必ず安全というものでもありません。万全な安全策を講じるための然るべき準備を行い、調査が可能と考えられる範囲については調査を行う必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。 ③また、万全な安全策を講じたとしても調査を行うことが難しい箇所について、そのようなところで造成作業等を行うことに危険は生じないのでしょうか。またそのようなところは一般的に人の手が入っていない可能性が高く、安全性だけでなく自然環境の保全の観点からも、調査が行えないような箇所は改変区域から除くべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	①林道がなくても、現地では今後検討する施工計画も踏まえて風車立地箇所については極力踏査する予定です。 ②調査地点設定においては、林道脇が必ず安全であるという理由から優先的に踏査ルートを設定しているわけではありません。 ご認識のとおり、調査可能と判断できる範囲において自然環境を把握するための適切な踏査ルート及び調査地点を設定することが重要と存じます。その反面、現地調査時ににおいて調査員は万全の安全対策をもって実施しておりますが、その対策を講じてもなお調査員の安全性が保てない箇所に調査地点を設定することは厳しい状況といえます。 ③準備書段階において明確となる施工計画については、現地調査結果を踏まえた環境影響の回避または低減による『環境面』への配慮、また事業性の確保のための『事業面』、両面について踏まえたものとなると存じます。ご指摘のとおり、調査を行うことが出来ない箇所では造成作業の危険性や保全すべき自然環境の存在の可能性などを想定されますが、上記の施工計画時の配慮に含まれる事項となります。いずれにしても施工計画における改変区域の設定にあたっては、ご指摘も含めた『環境面』への配慮及び事業性確保のための『事業面』を踏まえた計画とする方針です。
動物 植物 生態系 6-29	376 ～ 384 433 ～ 440 448 ～ 456	調査地点	1次	環境類型ごとに調査地点を設けていますが、いくつかの調査地点では対象となる環境類型の広がりが非常に小さかったり、他の環境類型と接するよう場所であり、他の環境類型の影響が受けるおそれが大きいと考えますが、見解を伺います。	地点の設定にあたっては、事前に調査・整理した相観植生(P590)を基に、ある程度のまとまりを考慮して、また生態系の解析を念頭に動物と植生の関連性にも配慮して各地点を設定しており、これらの調査結果から適切に動植物及び生態系への影響を適切に予測評価する予定です。なお、現地調査前に改めて環境類型(立地植生)を確認の上、また動物相に違和感がある場合は、地点の再設定をしたいと存じます。
			2次	一次回答について、本地点ではどのような調査結果が「違和感がある」内容になると考えられるのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	例えば、森林環境として設定したにも拘わらず、草地性の種が優占する場合などを想定しております。
動物 6-30	393	図6.2-8(8)	1次	ポイントセンサス地点AP-10及びAP-11をそれぞれ別の環境類型として整理していますが、距離が近いことで調査結果が似通ったものにならないのでしょうか。また、それにより予測評価結果に支障が出ないものなのか、事業者の見解を伺います。	左記地点の設定にあたっては、ある程度のまとまりを考慮して設定しておりますが、現地前に改めて環境類型(立地植生)を確認の上、また相結果に違和感がある場合は、地点の再設定をし、予測評価結果に支障が出ないようにしたいと存じます。
			2次	一次回答について、本地点ではどのような調査結果が「違和感がある」内容になるとを考えられるのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	例えば、森林環境として設定したにも拘わらず、ヒバリやホオアカ等の草地性の種が優占する場合などを想定しております。
動物 6-31	396	希少猛禽類・渡り鳥調査地點	1次	①定点観察地点の可視領域が、風力発電機設置予定区域を網羅していません。鳥類への影響を詳細に評価するために、少なくとも風力発電機設置予定区域の上空は網羅できるように調査地点を設定する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。 ②また、区域北西の風力発電機設置予定区域について、地上視野がほとんど確保されていないように思われます。一定程度の地上視野を確保して、森林の利用状況を確認することは、特にクマタカのような森林性の希少猛禽類の予測評価に当たり重要ではないかと考えられますが、事業者の見解を伺います。	①一部、風力発電機設置予定区域における可視領域が網羅されておりませんが、今後の調査で同箇所方向への飛去(ディスプレイ等の繁殖行動を含め)が集中する場合は、同箇所を視認できる箇所に定点を適宜移動しながら、もしくは移動定点を追加して、区域全体の希少猛禽類の生息分布状況を的確に把握する予定です。 ②ご指摘のとおり、森林性のクマタカについては地上視野も重要であることから、可視領域が網羅されていない箇所に対しては、同箇所方向への飛去(ディスプレイ等の繁殖行動を含め)が集中する場合、同箇所を視認できる箇所に定点を適宜移動しながら、もしくは移動定点を追加して、区域全体の本種を含めて森林性猛禽類の生息分布状況を的確に把握する予定です。
			2次	また、実際の調査においてはHMLの高度で飛翔を分類する必要があると思われますが、上空の可視領域を確保している区域について、各高度の見え方に偏りはないのでしょうか。特に低空域は地形の影響で見えない場合が多いと思われますが、過小評価とならないのか、事業者の見解を伺います。	現地調査における鳥類の飛翔高度(HML)については、ランドマークとなり得る鉄塔等の構造物や地形の高さを基準に分類・記録し、地点間の飛翔高度に差異が発生しないよう努めております。また、低空域における飛翔状況については、適宜地点を移動、または無線等による各地点の連携により、飛翔状況や高度の把握に努めることで、過小評価とならないよう努めております。
動物 6-32	406 ～ 413	タンチョウ調査ルート	1次	大半が自然林や二次林のルートもありますが、タンチョウの生息環境を踏まえると適切なルート設定といえるでしょうか。見解を伺います。	専門家のご助言も踏まえ、繁殖環境である湿地のほか、河川沿いや牧草地等を観察できるよう踏査ルートを検討しており、アクセス可能と想定される林道等含めると調査ルート図とのとおりとなります。いずれにしてもどのような箇所(環境)を利用しているかを広範囲に調査し、周辺のタンチョウの生息分布状況を把握する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 6-33	414 ～ 422	(非公開対象種の)調査地點	1次	そもそも非公開対象種の調査をしなければならないということは、調査時には生息していないとも調査地点は生息に適した場所であり、今後、生息する可能性が十分にあると考えられます。そのような場所を事業実施区域から除外していないことについて、見解を伺います。	ご指摘の懸念事項については、本事業は環境影響評価法に基づき事業を進めているものであり、対象事業実施区域及びその周囲における非公開対象種の生息状況を現地調査により可能な限り詳細に把握し、それを踏まえ環境影響の予測・評価の実施、また専門家の助言等も踏まえ、事業計画においては影響を極力回避・低減できるように反映していくことが必要と考えております。除外すべき区域の判断をするためには、前述のとおりの認識であり、事業性も踏まえたうえで現地調査・予測・評価、専門家の助言等を基に慎重に事業区域設定及び風力発電機配置計画を行うものいたします。
動物 6-34	441	図6.2-14	1次	①魚類・底生動物の調査地点が水質の調査地点と同一になっています。集水域等を踏まえて決定する水質の調査地点と、重要な動物等の生息状況を把握できる位置として設定する動物の調査地点は異なってくるのではないかと考えられますが、事業者の見解を伺います。 ②p.341の表6.2-1(7)に記載の専門家ヒアリングには、「調査地点の上流などではニホンザリガニが生息している区間があれば現地調査時などに確認した方がよい」とありますが、本意見に対し現地調査時にどのような区間が見つかった場合、具体的にどのような対応をする予定なのか、事業者の見解をご教示願います。	①地点は水の通りとの影響を把握するために同一としており、一方、魚類・底生動物の現地調査では地点の箇所を限定的に調査するのではなく、瀬や淵、水際(河畔林)の生息環境を網羅できるよう、適宜、範囲を広げて調査する予定です。 ②本種の好適生息環境(河畔林が発達する小沢等)が立地する場合は、源頭付近まで適宜範囲を広げ調査をする予定です。
			2次	①これらの地点は河川上に設定されていますが、底生動物の調査内容には支沢を対象とすることが記載されています。支沢はどのように調査するのか、お示しください。 ②ニホンザリガニの調査について「本種の好適生息環境(河畔林が発達する小沢等)が立地する場合」と回答されていますが、この小沢はどのように把握して、調査地点に反映するのでしょうか。	①一次回答にも記載のとおり、魚類・底生動物の現地調査では地点の箇所を限定的に調査するのではなく、瀬や淵、水際(河畔林)の生息環境を網羅できるよう、適宜周辺の支沢も含め、範囲を広げて調査する予定です。 ②底生動物調査時、また他分類の調査時においても、本種の好適生息環境(河畔林が発達する小沢等)の立地有無を把握するようにいたします。
植物 6-35	447	8 予測対象時期等	1次	植物に係る環境影響を的確に予測できる時期として、「動物の生息状況が安定する時期」とは具体的にどのような状況になった時でしょうか。	申し訳ございません。「動物の生息状況が安定する時期」は誤りでございますので、P447の8予測対象時期等の項目においては「工事期間中における植物の生育環境への影響が最大となる時期及び発電所の運転開始後植物の生育環境が安定する時期とする。」へ修正し、準備書以降に適切に記載いたします。
植物 6-36	449	図6.2-15(2)	1次	本図の植生凡例や群落の分布状況について、P74の図3.1-22と細部が異なっているのですが、本図は何に基づいて作成されたものなのか、お示しください。	P589に記載しておりますとおり、事業実施想定区域(配慮書段階)及びその周辺の相関植生図を作成し、植生の現地確認を行ったものとなります。ご指摘の植物項目における、注記をしておらず申し訳ございませんでした。
植物 6-37	456	植生調査地点の選定理由(自然林)	1次	①自然林のダケカンバ群落、エゾイタヤミズナラ群落の植生調査地点が全て対象事業実施区域外に設定されていますが、区域内にダケカンバ群落の地点が確認されていないという理解で間違いないでしょうか。 ②ハルニレ群落の調査地点について、Q23が区域外に設定されています。近くの区域内に当該群落の地点が見られるほか、Q15地点の南側、風力発電機設置予定区域内にも一定規模の当該群落が見られますが、この地点に設定した理由をご教示願います。	①ご理解のとおりです。 ②Q23については、図面上は「ハルニレ群落」となっていますが、専門家のヒアリング結果も踏まえてP105の「えりも岬ヒダカミツバツヅジ群落(特定植物群落)」に設定しております。
植物 6-38	456	植生調査地点の選定理由(草原)	1次	ササ群落の調査地点について、当該群落は区域内に点在していますが、Q13は群落としてはかなり小さく、その北西側に大きな群落があることから、そちらで調査を行った方が群落の代表的な状況を把握できるのではないかでしょうか。また、Q16は区域外に設定されていますが、Q26の周辺やQ08の北側等風力発電機設置予定区域内に当該群落がある地点が他にもある中、区域外を調査地点とした理由についてもあわせて伺います。	ササ群落については、安全性を踏まえてアクセスのしやすい林道脇などに設定しております。いずれにしても組成調査前に現地を再確認の上、同群落の様相を呈していない場合や発達が悪い場合は、地点を再設定もしくは区域内に新規追加したいと存じます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
植物 6-39	456	植生調査地点の選定理由 (水辺・海浜)	1次	<p>①ハンノキ群落（IV）の調査地点について、Q25の1箇所のみとされていますが、Q26の南側やQ33の北側にも、当該群落が存在することが示されています。これらの箇所も風力発電機設置予定区域内であり、調査地点を設置するべきではないでしょうか。また、Q25の位置についても、群落の端部に設定されていますが、できるだけ群落を代表する地点を設定するべきと考えますが、あわせて事業者の見解を伺います。</p> <p>②Q11の近傍にハマニンニクーコウボウムギ群集があると思われますが、これは区域に含まれているのでしょうか。含まれている、もしくは改変区域と隣接して影響を受ける可能性がある場合には、当該群落の調査地点を追加することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①ご指摘のQ33の北側は放牧地内を通過しないとアクセスできないため、衛生的観点(人が立入ることによる家畜伝染病の拡大防止)から設定を見送りました。Q26の南側については組成調査前に現地を再確認の上、必要に応じて本群落の地点を変更もしくは新規追加したいと存じます。</p> <p>②ご指摘のハマニンニクーコウボウムギ群集のまとまりは区域外となります。改変区域と隣接して影響を受ける可能性があるかどうかについては、風力発電機配置計画及び改変区域等の施工計画が明確となった段階で、地点追加等を検討いたします。</p>
生態系 6-40	461	上位性注目種の選定	1次	オオタカとノスリについて、食物連鎖図（P460）で高次消費者として同位にあるものの、「クマタカと比較すると栄養段階が低い」となる理由を説明してください。	本方法書の食物連鎖図では分かりやすい表記としたため、クマタカ、オオタカ、ノスリとも最上位で整理しておりますが、これらの食性について、北海道の猛禽類（2014年 応用生態工学会）によれば、クマタカはヘビ類、エゾクロテンやエゾリス等の中小型哺乳類、エゾライチョウやキジバト、ヒヨドリ等の鳥類のほか、オオタカ、ノスリ、フクロウ等の猛禽類も捕食すると指摘しており、この点から、オオタカとノスリについては「クマタカと比較すると栄養段階が低い」と推測されます。
生態系 6-41	461	典型性の注目種の選定	1次	森林性小型鳥類として、ヒタキ類とカラ類等としていますが、対象となる種数が多く対象種として具体性がないこと、また、種群による主な利用環境の違いもあることから、様々な要因で各種の影響が相殺され目的に適った調査結果が得られないのではないかと見解を伺います。	森林性小型鳥類の注目種として、既存資料や森林が優占する立地環境を踏まえると、森林性のヒタキ類、もしくはカラ類を想定しており、準備書段階では、これらの中から現地調査結果により、確認された種もしくは種群を対象に選定する予定です。
生態系 6-42	462	典型性 餌資源の状況	1次	餌資源として冬季の状況を把握しない理由を伺います。	森林性のヒタキ類などについて、既存資料の相を見るに、トラツグミやクロツグミ、キビタキなど夏鳥が多く、また場の評価という観点に立つと、繁殖環境としての評価が重要になると考えられるため、ここでは春季～秋季の餌資源を調査する予定です。ただし、現地調査結果から選定した注目種もしくは種群が冬季も多く周辺を利用している場合は、その餌資源にも注目した調査を再度検討する予定です。
景観 6-43	485	表6.2-30(1)	1次	<p>①「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省、2011）」には「モニタージュは四季を通じて撮影した写真で複数点作成することが望ましい。特に積雪地で、積雪期も利用がある場合は、積雪期の状態でのモニタージュ作成も行うことが望ましい。」とあることから、フォトモニタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季（春季・夏季・秋季・冬季）を通して撮影した写真で複数枚作成することが重要と考えられますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②現地調査の調査期間を「主要な眺望景観及び身近な景観に係る情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯」としていますが、それはいつを想定しているのか、ご教示願います。</p> <p>③予測の基本的な手法について、「フォトモニタージュによる視覚的な表現手法により影響を予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。</p>	<p>①調査地点によってはアクセスが困難である等の理由から、春季・夏季・秋季の3季となる場合もあると存じますが、基本的に積雪の少ない地域であることも含め、フォトモニタージュ作成の際はご指摘の内容について十分配慮して4季において作成するように検討して参りたいと存じます。</p> <p>②以下に各時季の想定月を示します。</p> <p>春季：4～6月、夏季：7～8月、秋季：9～11月、冬季：12～3月</p> <p>撮影時間については晴天の事業区域が逆光とならないように配慮した主に太陽が南中する時間を想定しております。</p> <p>③予測の基本的な手法として作成したフォトモニタージュを用いた地域住民や主要な眺望点の利用者へのアンケートについては現段階で実施の予定はありませんが、眺望点としている地点の管理者等からの要望に応じて検討したいと存じます。</p>
			2次	「眺望点としている地点の管理者等からの要望に応じて検討」とありますか、事業者から管理者等に対し提案し、要望があれば検討するということでしょうか。周知の方法など、場合によっては管理者等が調査時期を把握できず、アンケートの要望ができない可能性も考えられますが、事業者の見解をご教示ください。	基本的には一次回答のとおり、景観調査において、現段階では地域住民や主要な眺望点の利用者へのアンケートについて実施予定はございません。管理者への周知については特に行わない方針ですが、調査実施の際は施設管理者へ調査実施予定を報告する際、アンケートについてのご要望があれば検討したいと存じます。
景観 人触れ 6-44	487 、 488 、 495	表6.2-31、 32、35	1次	景観資源や主要な眺望景観、主要な人と自然とのふれあい活動の場には様似町が含まれていますが、様似町を関係地域としていない理由及びその妥当性について事業者の見解をご教示願います。	配慮書段階の事業実施想定区域において、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場における環境影響が及ぶ範囲として考へられていましたことから、様似町も関係地域として設定してきました。本方法書においては、様似町に近接する西側区域を対象事業実施区域から除外したことについて様似町企画調整課へ事前説明(R5.8.21)し、様似町を関係地域としないこと、方法書縦覧を行わないことについて了解をいただいたものです。なお、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場における環境影響については、環境影響を適切に把握する目的で地点設定しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
景観 6-45	488	表6. 2-32	1次	①区域の絞り込みに伴い、配慮書段階（P307）から区域からの距離が変わっていたり、地点が追加されたりしています。最大垂直見込角について、最新の状況をご教示願います。 ②No. 11～20の各地点について、「各地区（集落）を代表する場所を眺望点とした」とありますが、具体的にどのような場所を眺望点としているのでしょうか。	①P596の表7.2-2において景観項目にて垂直見込角の比較を記載しております。 ②集落内でかつ可視領域に含まれる箇所（風車を視認できる可能性のある箇所）を選定しており、視点場近傍において障害物等フォトモンタージュ作成の際に極力支障の出ない居住地近傍を含めた、集落内地点を設定しております。
景観 6-46	490	図6. 2-17(2)	1次	本事業の配慮書手続きの際、百人浜や襟裳岬から日高山脈方向の眺望について質問し、それらを眺望した場合の予測評価の実施を検討する旨の回答をいただいていましたが、本図の主な視方向に反映されていません。どのような検討を行い、日高山脈方向の予測評価の実施をしないこととしたのか、事業者の見解を伺います。	申し訳ございません。ご指摘のとおり、主な視方向に誤りがありました。準備書では、日高山脈方向の眺望への予測評価も実施するものといたします。
景観 6-47	491	表6. 2-33(1)	1次	現地調査の季節を「人と自然との触れ合いの活動の場の特性、アクセスルート等を勘案して、適切な季節とする。」とありますが、具体的にどの時期を想定しているのかご教示願います。 また、p. 493においても「適切な季節」とありますので、こちらについても併せてご教示願います。	P491及びP493におけるご指摘の「適切な季節」についてですが、「人と自然との触れ合いの活動の場」において選定した調査地点ごとの、利用頻度が高いと見込まれる季節を対象といたしますが、P491及びP493にも記載しているとおり、場の特性や調査地点へのアクセスルートの利用状況、地形の改変状況も併せて勘案した季節という意味で「適切な季節」としております。
人触れ 6-48	496	図6. 2-18	1次	とんがりロードフットパスと風力発電機設置予定区域が一部重複していますが、フットパスと風力発電機や工事用道路等との関係（位置や工事の影響）はどうなるのでしょうか。	現段階では風力発電機配置計画及び工事用道路等についての詳細な位置については未定でございますが、とんがりロードフットパスと対象事業実施区域、風力発電機設置予定区域、工事用道路等が重複していることより、環境影響を受ける可能性があることから、調査地点として選定いたしました。現地調査・予測・評価において、とんがりロードフットパスへの環境影響を極力回避・低減できるように、風力発電機配置計画及び工事用道路等による影響へ配慮した計画を検討して参ります。
廃棄物 等 6-49	497	表6. 2-36	1次	1. 予測の基本的な手法において、「産業廃棄物の種類ごとの排出量を把握・予測する。」とされていますが、発電所に係る環境影響評価の手引では、「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」とされています。排出量以外の調査・予測は実施しないのでしょうか。	産業廃棄物における予測評価においては、種類ごとの排出量を把握し、最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた予測評価を実施いたします。
廃棄物 等 6-50	497	表6. 2-37	1次	「発電所に係る環境影響評価の手引」においては、発生量に加えて最終処分量、再使用量の把握を通じた調査、予測を行うことについて記載がありますが、これらについても調査予測を実施しないのでしょうか。	残土における予測評価においては、残土の発生量について把握し、工事に伴い発生する土量について予測を実施いたします。
			2次	工事に伴い発生する土量とありますが、これは最終処分量及び再生量のことを探しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
廃棄物 等 6-51	497	残土 造成等 の施工による 一時的な影響	1次	予測の基本的な手法として「環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、残土の排出量を把握し、予測する。」とありますが、具体的に何の影響についてどのように予測するのでしょうか。	工事の発生に伴い発生する残土の影響については、場外搬出による外来植物の移動などの影響が懸念されます。環境保全措置として地形や既存林道等の活用による改変面積の低減、掘削工事にともなう発生土は埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用するなどし、対象事業実施区域内での再利用に極力努めるなどの措置を検討して参ります。
6-52	498 ～ 504	他の風力発電 事業との累積 的影響につい て 等	1次	①本事業の対象事業実施区域が、複数の事業の区域と重複しており、累積の影響について極めて慎重な検討を要すると考えますが、他の事業者との協議状況をご教示願います。 ②また他事業はいずれも方法書手続を終え準備書はまだ手続き前であることから各事業について現在、調査が実施中である可能性があり、その場合には同一地域に調査員等が集中することによる弊害についても懸念されますが、見解或いは対応を伺います。 ③「対象事業実施区域及びその周囲において、既設の風力発電所は立地しない」としていますが、「既設の風力発電所」の定義と、どのような情報収集を行い、立地しないことを確認したのか、お示しください。	①累積的影響に係る他事業者との調整は、準備書段階の予測評価において検討することとし、方法書段階での協議は未実施です。 ③「既設の風力発電所」の定義については、環境影響評価法の対象となる風力発電事業によって設置された、風力発電所です。情報収集についてはP498の出典情報において確認を行いました。 【②については非公開】

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-53	504	(1) 累積的影響の対象事業の選定	1次	累積的影響の項目並びにその手法については今後検討されるとのことですが、どのように検討することを想定されているか（参考文献や専門家等へのヒアリング実施有無など）をご教示ください。	累積的影響の項目並びにその手法の検討については、本事業の準備書段階における、周辺の他事業において環境影響評価準備書の公表がされ、各事業について風車配置が明確となった場合に、環境影響が想定される項目について把握し、「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（平成29年12月 環境影響評価審査の検証風力発電所事例集検討委員会）」等の最新の知見収集、専門家ヒアリングにおいて累積的影響についてもご助言頂き、予測・評価していく予定です。
			2次	本地域は特に秋の夜間の鳥類の渡りルートとして極めて重要です。夜間の渡り鳥のバードストライクの累積的影響については、十分に検討し、評価を実施してください。	

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	521	意見32	1次	猿留山道について、管理者へのヒアリングの実績及び本方法書の作成に際して検討した内容について伺います。	猿留山道について管理者へのヒアリングは今後実施する現地調査において、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として、利用状況等については実施する予定です。
7-2	525	意見49	1次	「JR東日本の子会社が、なぜJR北海道が管轄するところで、自然破壊を伴う事業を行おうとしているのですか。」について見解を示してください。	JR東日本では、環境長期目標「ゼロカーボン・チャレンジ2050」を策定し、2050年度の鉄道事業におけるCO ₂ 排出量「実質ゼロ」に取り組んでおり、全国での再生可能エネルギーの事業開発を進めています。本事業は、JR北海道と連携した陸上風力発電所の開発に取り組んでいるものです。
追加 7-4	585	図7.2-12(3)	1次	①区域を追加した理由に「既存林道の活用が見込める」としていますが、これらの区域は、搬入路等の想定ルートからかなり離れています。既存林道が通っていたとしても、その林道に至るまでに相当量の改変を要するのではないかと思われますが、これらの区域を追加する必要性について、詳しくご説明願います。 ②また豊似湖周辺はエゾナキウサギの生息地であり、方法書に提出された一般的の意見にも、追分峠でエゾナキウサギのロードキルがあったことが指摘されています。区域北側にはエゾナキウサギの生息域が広がっている可能性があり、配慮が必要と思われますが、エゾナキウサギの生息南限域周辺である当該範囲を新たに区域に追加することに対する事業者の見解をお示しください。 ③エゾナキウサギの存否を確認するため、特に区域の北側でエゾナキウサギに特化した調査を行う必要があるのではないでしょうか。エゾナキウサギの生息を十分に確認できるだけの調査手法及び調査量等について、事業者の見解を伺います。	①北側に追加した林道につきましては、牧場内の管理用道路から続く林道のため、林道に至るまでの改変は生じない想定をしており、P585に記載のとおり事業性の観点から追加したものです。南側に追加した林道につきましては、ご指摘のとおり既存林道に至るまでの区域の改変が生じることになりますが、方法書のP23記載の図2.2-5大型部品（風力発電機等）の輸送ルートである主要地方道34号に既存林道が近接していることから、P585に記載のとおり事業性の観点から追加したものです。 ②方法書段階で対象事業実施区域の北側区域を追加した理由はP585に記載のとおり既存林道の活用が見込めるため事業性の観点から追加したものです。既存林道の活用が見込めることで、新たな道路造成を回避できるなどの環境影響の低減を図ることができますと考えております。ご指摘のエゾナキウサギの生息状況についてはヒアリングまた一般意見からも点在的な確認状況はわかるものの、対象事業実施区域及びその周囲の生息状況はいまだ不明な部分も多いと存じますので、本事業において適切な調査ルート及び調査地点において定量的な現地調査を実施し、重要種であるエゾナキウサギが確認された場合は、当該種への影響を回避・低減する方針です。 ③エゾナキウサギに特化した区域北側での調査必要性については、準備書段階における施工計画も踏まえ、哺乳類調査の現地調査実施前に専門家等のヒアリングにおいて確認したいと存じます。
			2次		
7-3	592	市街地の回避	1次	えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例においては、大型風力は住宅等との距離を風車の全高の5倍以上離すとされており、本事業では約800m～900mとなるところ、除外範囲は市街地から500mの範囲となっていますが、対象事業実施区域内に住宅や集落が含まれていることも含め、貴社の法令遵守について認識を伺います。	風力発電機の配置検討に際し、えりも町条例を遵守するとともに、住宅等との離隔を十分に確保し、騒音影響等の回避・低減に努めます。 対象事業実施区域は、風力発電機の輸送路及び管理用道路の新設を含めた範囲として設定したため住宅等を含んでおります。

8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-1	資-2	資料1(2)	1次	No.19「北海道爬虫類・両生類ハンディ図鑑」は令和4年に増補新版が出ているので、そちらを参照し、本編に反映する必要のある種がいる場合、それをご教示願います。	「増補新版 北海道爬虫類・両生類ハンディ図鑑」（2022年5月27日発行）にて種の確認を行いましたが、新たに追加する該当種はございませんでした。